

県関係機関からの質問等及び事業者の回答

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答
1	1.6.5 事業計画	水大気環境課	・P7 表1.6.5 項目にある「大気」は「排出ガス」の方が分かりやすいのではないかと。	「排出ガス」に修正します。
2	1.6.6 環境保全の方針と主な保全対策の内容	水大気環境課	・P17 (2)③項目 休炉時に用いる脱臭装置の構造や能力を示さないと、悪臭についての予測評価方法の妥当性が判断できない。	休炉時には脱臭装置による処理を行います。現在、施設の処理方式の検討を行っている段階で、脱臭装置の構造や能力は決まっておりません。 方法書の p 185のとおり、施設からの漏洩に起因する悪臭は類似事例により定性的に予測しますが、準備書では新施設の脱臭装置の構造や能力を設定し、それをもとに類似事例を参考として予測・評価を行いますので、この方法の妥当性についてご判断いただきますようお願い申し上げます。
3	2.2.2 交通の状況	諏訪建設事務所	・P25 図2.2.2 国道142号バイパス引き出し線位置が異なると思われる。 (下諏訪辰野線との交点まで20号バイパス、湖北トンネル以北が142号バイパスと思われる) (※ 本来の道路管理者は国道事務所または道路公社のため、確認の上、修正願います。)	湖北トンネル以北を142号バイパスとして、引き出し線を修正します。
4	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P34及びP36 表2.2.9と表2.2.10(1)、図2.2.6の関係 表2.2.9岡谷市の病院 4、診療所 34 合計 38が、表2.2.10 (1) 及び図2.2.6では 61 となっている。	表2.2.9の診療所の数に、歯科診療所の数が抜けておりました。歯科診療所の数を含めて、診療所の数を岡谷市61、諏訪市78、下諏訪町30、塩尻市82、辰野町24に修正します。 図面内の病院4と診療所（歯科を含む）57を合計して61となります。なお、凡例が○診療所 となっていますが、○病院及び診療所 と修正します。
5	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P34 表2.2.10(1) 13番 帝国ピストンリング (株)長野工場 → 帝国ピストンリング(株) 長野工場 (株)の位置変更)	(株)の位置を修正します。
6	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	諏訪地方事務所 環境課	・P34～P36 表2.2.9と表2.2.10(2)、図2.2.7の関係 表2.2.9 岡谷市の社会福祉施設 48、図書館 1が、表2.2.10(2) 及び 図2.2.7 では 50 となっている。 また、下諏訪町と塩尻市の分が入っている。	岡谷市内の社会福祉施設の数を確認したところ、42でした。表2.2.9の社会福祉施設の数に修正します。

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答
7	2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P72 表2.2.42 土壤に係る基準値について、砒素の農地基準が記載されていない。 「土壤中濃度（田に限る。）15mg/kg未満」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砒素の土壤に係る基準値について、「土壤中濃度（田に限る。）15mg/kg未満」を記載します。</li> </ul>
8	2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	森林づくり推進課 ・野生鳥獣対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P73 表2.2.43 森林法に基づく保安林について、半径4kmの範囲内に指定箇所あり。</li> <li>・鳥獣法に基づく鳥獣保護区特別保護地区について、半径4kmの範囲内に指定箇所あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表2.2.43の森林法の保安林の「事業実施区域及びその周辺」の×を○に修正します。</li> <li>・資料2の5番と同じです。</li> </ul>
9	2.3.6 景観・文化財の状況	諏訪地方事務所 環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P117 表2.3.8(1)及び119 表2.3.8(3) 66岡屋（おかのや）とあるが、67岡屋遺跡も（おかのやいせき）でよいか。 （66岡屋（おかのや）のみ、ふり仮名が表示されている）</li> <li>・P119 表2.3.8(3)は、表2.3.8(2)の続きであるが表のタイトルが必要か。また、注釈がそれぞれの表にあるが必要か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・67岡屋遺跡の読みも「おかのやいせき」ですので、表2.3.8(1)及び表2.3.8(3)に（おかのやいせき）のふり仮名を追加し、修正します。</li> <li>・表2.3.8(2)と表2.3.8(3)は同じ表の続きですが、わかり易くするようタイトルをそれぞれのページで振っております。備考欄も、わかり易くするようそれぞれの表の下に記載しております。</li> </ul>
10	2.3.8 大気質・水質等の状況	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P129 図2.3.19 表2.3.14では、単位が「mg/m<sup>3</sup>」となっているため、Y軸の単位を「ppm」から「mg/m<sup>3</sup>」にはしてはどうか。 Y軸の目盛りの小数点以下は4桁必要か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図2.3.19のY軸の単位は正しくは「mg/m<sup>3</sup>」ですので、修正いたします。また、Y軸の目盛りは小数点以下3桁に修正します。</li> </ul>
11	2.3.8 大気質・水質等の状況	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P130 表2.3.15 DXNsの大気環境基準は年平均値に対するものであるため、年4回の測定値と並列に表記せず、年平均値とだけ比較できる表にした方がよいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定結果の行に年平均値の欄を設け、環境基準と比較できるように表のレイアウトを修正します。</li> </ul>

番号	区分	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答
12	3.1.2 選定の理由	水大気環境課	<p>・P143 大気質の環境基準項目のうち、予測評価の対象としない項目について、その理由を本項で明示すべき。</p> <p>・PM2.5（微小粒子状物質）の生成には燃焼による寄与は小さくないと考える。SPM（浮遊粒子状物質）を評価対象としたうえ、PM2.5は無関係とは選定基準に疑問を感じる。</p>	<p>p 143の表3.1.2のうち、環境要素として環境基準項目を選定したものについては、いずれも車両の通行及び建設機械の稼働による影響を想定したものであるため、環境基準項目のうち、二酸化窒素と浮遊粒子状物質を対象としました。</p> <p>その他の項目を対象としなかった理由としましては、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化いおうについては、大量の化石燃料を使用する場合に対象とするものであり、本事業は該当しないため</li> <li>・一酸化炭素については、著しく自動車交通量が多い場合に対象とするものであり、本事業は該当しないため</li> <li>・ベンゼン・トリクロロエチレン等については、ベンゼン等を使用する場合、又は発生する場合に対象とするものであり、本事業は該当しないため</li> <li>・PM2.5（微小粒子状物質）については、大気汚染防止法等で焼却炉の排出基準が定められておらず、焼却炉からの排出状況も明らかとなっていないため、予測を行うことは見合わせ、SPM（浮遊粒子状物質）での予測・評価を行うこととしました。</li> </ul>
13	3.2.5 悪臭	水大気環境課	<p>・P185 (3) 2)イ 悪臭は、現状を大きく悪化させないことで問題が生じないとは思えない。周辺環境への影響度合を予測したうえで、最大限発生を防止できているかが評価基準ではないか。</p>	<p>2) 評価の方法のイ) 環境保全のための目標等との整合の観点の部分で、「悪臭防止法に基づく規制基準を環境保全目標として、その目標との整合が図られているか評価する。」という記述に修正します。</p> <p>なお、評価の方法のア) に示しましたように、悪臭に係る環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかについても評価基準としております。</p>